

山口県まん延防止等重点措置の適用に伴う感染拡大防止集中対策

令和4年1月7日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、感染力の非常に強いオミクロン株が年末以降、岩国市を中心とし、感染者が急増し、感染状況は医療提供体制への負荷が生じ始めるレベル2に移行したことから、県内全域への感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県をまん延防止等重点措置の実施すべき区域とするよう国へ要請した。

本日適用されたことを踏まえ、本県での感染の急拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、集中的な対策を実施する。

2 集中対策の期間

1月9日(日)～1月31日(月)

※感染状況の改善が認められる場合は、対策期間内であっても、段階的な緩和や措置区域の一部解除を行う

3 まん延防止等重点措置の区域

岩国市、和木町

4 全県共通事項

(1) 県民・事業者への要請

1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

- まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 「旅々やまぐち割」事業の新規予約停止
- 「やまぐち割引宿泊券」の抽選販売受付を一時停止

2) 感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「定期的な換気」など、基本的な感染予防対策を徹底
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む「やまぐち安心飲食店」等を利用するとともに、食事の合間の会話の際にはマスクを着用するなど、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談

○感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

3) 事業者における感染防止対策の強化(法第24条9項)

○職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底

○特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底

○まん延防止等重点措置区域等の感染拡大地域との往来は慎重に判断

○在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。

また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

(2) 学校における感染防止対策

○衛生管理マニュアルに定められた地域の感染レベル2に応じた感染防止対策の徹底

○県立学校の生徒・教職員等が公式大会等に参加する際は、随時のPCR検査を実施

○部活動における練習試合や合宿等については、直近の地域の感染状況や自治体の発する要請等に留意して慎重に判断

(3) イベント等の開催

○県内開催のイベント参加人数の上限を2万人に制限

5 重点措置区域に関する事項

(1) 岩国市及び和木町の県民、事業者への要請

「4 全県共通事項」に加え、以下の取組を要請

1) 外出・移動に係る留意事項(法第24条9項)

○不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減

例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食等の自粛

※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない。

○「やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用は慎重に判断

○「旅々やまぐち割」事業の既予約分の利用は慎重に判断

2) 会食における感染予防対策の徹底(法第24条9項)

- 会食は、4人以下で短時間となるようにすること
- 20時以降、飲食店の利用を自粛

3) 飲食店等への要請(法第31条の6第1項等)

- 飲食店等の営業時間の短縮・酒類の提供停止、又は、休業
1/9(日)~1/31(日)の間、テイクアウト等を除く飲食店等に対し、営業時間は5時から20時までとし、酒類の提供は停止するよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 4人以下の会食とする。(ワクチン検査パッケージ適用による人数の制限緩和は行わない。)
- 「やまぐち安心飲食店」の認証・非認証に関わらず、要請内容に協力した店舗に協力金を支給

4) 集客施設等(1,000㎡超)への要請(法第31条の6第1項等)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令11条1項の施設(別紙参照)に対し、混雑時の入場者の整理、入場者へのマスク着用の周知、感染防止措置を実施しない者の入場の禁止、会話等の飛沫による感染防止に効果のある措置を要請

(2) 学校における感染防止対策

- 部活動は、公式大会やコンクール等を除き、原則、校内のみの活動

(3) イベント等の開催

- 原則、県主催イベントは中止、又は、延期

(4) 県有施設の利用制限

- 県民文化ホールいわくに、由宇青少年自然の家の新規予約を中止
- 予約済みの利用者に対しては、利用者に利用自粛を呼びかけ
 - ※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない(すでに納付されている場合は全額還付)。
 - ※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。

【別紙】

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 11 条 1 項の施設

施設の種類	施設の例	要請の内容
劇場等	劇場, 観覧場, 演芸場, 映画館 等	<p>【1,000 m³超】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場をする者の整理等 ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記 1 の要請に従うこと</p>
集会・展示施設	集会場又は公会堂, 展示場, 葬儀場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館, スケート場, 水泳場, 屋内テニス場, 柔剣道場, ボウリング場, テーマパーク, 遊園地, 野球場, ゴルフ場, 陸上競技場, 屋外テニス場, ゴルフ練習場, バッティング練習場, スポーツジム, ホットヨガ, ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館, 美術館, 図書館 等	
商業施設	大規模小売店, 百貨店, ショッピングセンター 等	
遊技施設	マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店, 射的場, 勝馬投票券販売所, ネットカフェ, マンガ喫茶 等	
サービス業	スーパー銭湯, ネイルサロン, エステサロン, リラクゼーション, 理美容店, 質屋, 貸衣装屋 等	